

狛江市一般廃棄物処理基本計画

令和3年2月

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項 | 1 |
| 1 計画策定の背景と目的 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 1 |
| 3 計画期間 | 1 |
| 第1章 狛江市及びごみ・資源物処理の状況 | |
| 第1節 狛江市の概要 | 2 |
| 1. 位置と地形 | 2 |
| 2. 土地利用 | 2 |
| 3. 人口構造 | 3 |
| 4. 産 業 | 4 |
| 第2節 ごみ・資源物の処理体制 | 5 |
| 1. ごみ・資源物の排出方法 | 6 |
| 2. ごみ・資源物の処理体制 | 7 |
| 3. 家庭及び事業系一般廃棄物等の処理手数料 | 8 |
| 第3節 ごみ・資源物の収集量等の推移 | 9 |
| 1. ごみ処理費用の推移 | 9 |
| 2. ごみ排出量の推移 | 9 |
| 第4節 ごみ・資源物の排出量の見込み | 10 |
| 1. 狛江市の将来人口 | 10 |
| 2. 市民1人1日当たりのごみの排出量の見込み | 10 |
| 第5節 ごみの組成 | 11 |
| 1. 可燃ごみ | 11 |
| 2. 不燃ごみ | 11 |
| 第6節 中間処理及び最終処分の状況 | 12 |
| 1. 狛江市ビン・缶リサイクルセンター | 12 |
| 2. クリーンセンター多摩川 | 13 |
| 3. ニツ塚処分場 | 14 |
| 4. し尿処理 | 15 |
| 第7節 廃棄物処理の課題 | 16 |
| 1. 発生及び排出抑制・資源化 | 16 |
| 2. 収集・運搬 | 16 |
| 3. 中間処理 | 16 |
| 4. 最終処分 | 17 |

| | | |
|---------------|-----------------------|----|
| 第2章 | ごみ処理基本計画 | 18 |
| 第1節 | ごみ処理の基本理念 | 18 |
| 第2節 | 基本方針 | 18 |
| 1. | 4Rの推進 | 18 |
| 2. | 市民・事業者・行政の取組内容の明確化 | 18 |
| 3. | 適正な中間処理・最終処分の推進 | 18 |
| 第3節 | 市民1人1日当たりのごみ排出量の目標設定 | 19 |
| 第4節 | 施策の展開 | 20 |
| 第5節 | 計画項目と具体的な取組内容 | 21 |
| 1. | 4Rの推進 | 21 |
| (1) | 発生回避・排出抑制を最優先とした取組の推進 | 21 |
| (2) | 分別の徹底 | 21 |
| (3) | 拡大生産者責任の推進 | 21 |
| (4) | 啓発活動の強化 | 21 |
| (5) | 環境教育・環境学習の推進 | 21 |
| 2. | 市民・事業者・行政の取組内容の明確化 | 22 |
| (1) | ごみを出さないライフスタイルの推進 | 22 |
| (2) | 事業者自らが進めるごみ削減取組の推進 | 23 |
| (3) | 資源循環型社会構築に向けた取組の推進 | 24 |
| 3. | 適正な中間処理・最終処分の推進 | 24 |
| (1) | 環境負荷に配慮した中間処理・最終処分の推進 | 24 |
| (2) | 最終処分場の延命化 | 25 |
| 第3章 | 生活排水処理基本計画 | 26 |
| 第1節 | 生活排水処理の基本方針 | 26 |
| 第4章 | 計画の評価・推進 | 27 |
| 第1節 | 計画の進行管理体制 | 27 |
| 資料 | | |
| 用語の解説 | | 28 |
| 委員名簿及び審議会開催状況 | | 33 |
| 策定経過 | | 34 |

一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

近年、夏季の酷暑、短時間の局地的な豪雨、台風の巨大化、大量の降雪など、気象の変化を原因とする災害を経験しています。

これら地球規模での環境問題は、人口の急激な増加、科学技術の発達などを基にした大量生産・大量消費型社会の拡大により、大量の廃棄物が発生し、地球環境を変化させるような負荷を生じたことによるものといわれています。

また近年の廃棄物処理に関する重要な課題として、マイクロプラスチックによる海洋汚染や食品ロス対策が挙げられ、特にマイクロプラスチックによる海洋汚染の防止は、世界的な課題となっており、日本でもレジ袋の有料化などの対策が進んでいます。

今後、私たちが目指すべき社会は、省資源、低排出、低環境負荷の達成とそれによる持続可能な循環型社会の両立です。このため「環境負荷の少ない持続可能な循環型社会づくり」を推進します。

2 計画の位置付け

狛江市における一般廃棄物のごみと生活排水（し尿及び生活雑排水）の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により策定するものです。

狛江市一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、適正処理について長期的、総合的な方向性を示し、国の各種法律等を遵守するとともに、「狛江市第4次基本構想前期基本計画」、「狛江市環境基本計画」の個別計画として位置づけられています。

3 計画期間

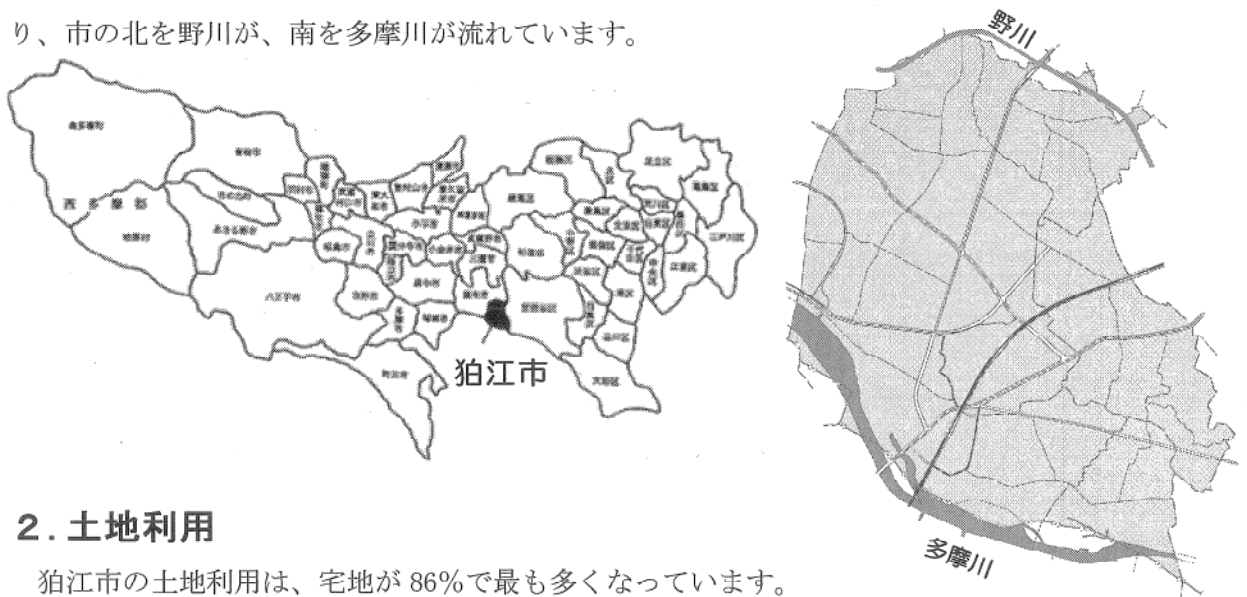
令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

第1章 狛江市及びごみ・資源物処理の状況

第1節 狛江市の概要

1. 位置と地形

狛江市は、新宿から南へ約14kmにあり、東は世田谷区、西及び北は調布市、南は多摩川をはさんで、神奈川県川崎市に接しています。また、武蔵野台地の南の縁にあり、市の北を野川が、南を多摩川が流れています。

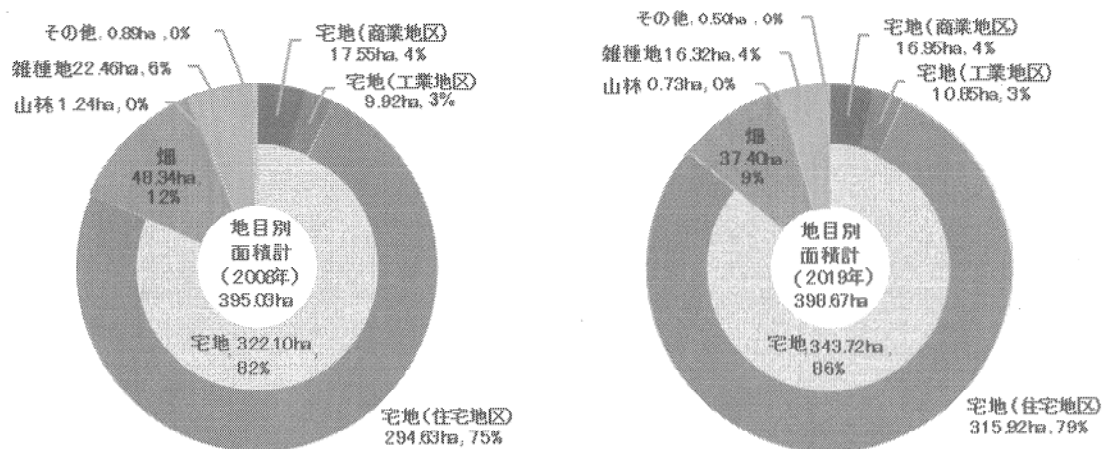


2. 土地利用

狛江市の土地利用は、宅地が86%で最も多くなっています。

平成20(2008)年度と比較すると平成31(2019)年度は宅地(住宅地区)が75%から79%に増加する一方で、畑、雑種地が減少しています。

地目別面積



注) 各年1月1日時点 出典:「統計こまえ」

※端数処理の関係上、合計値が100.0%とならない場合があります。

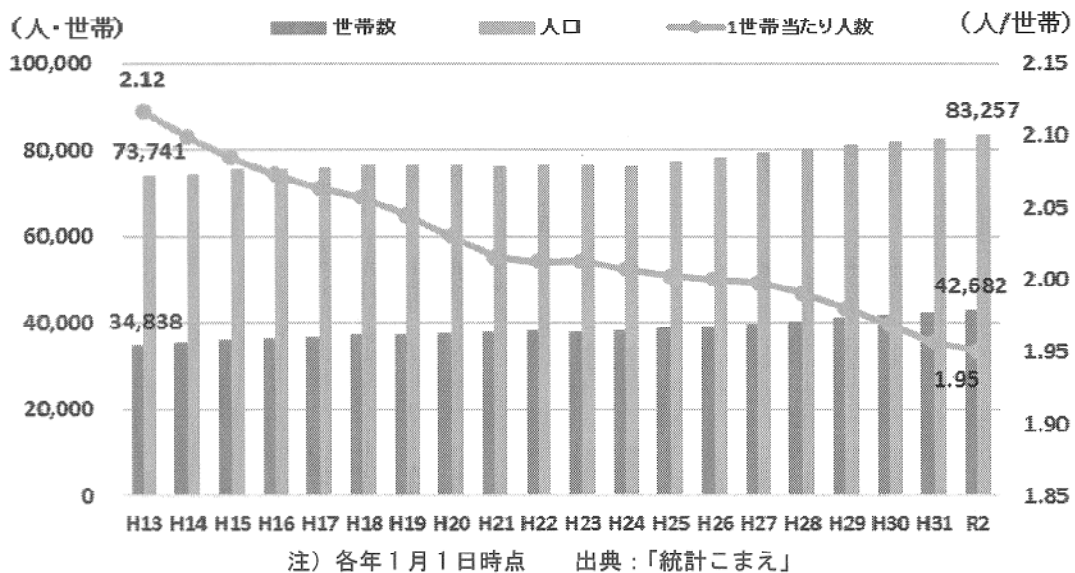
3. 人口構造

狛江市の人口及び世帯数は増加傾向にあり、令和2（2020）年は平成13（2001）年比でそれぞれ12.9%、22.5%増加となっています。

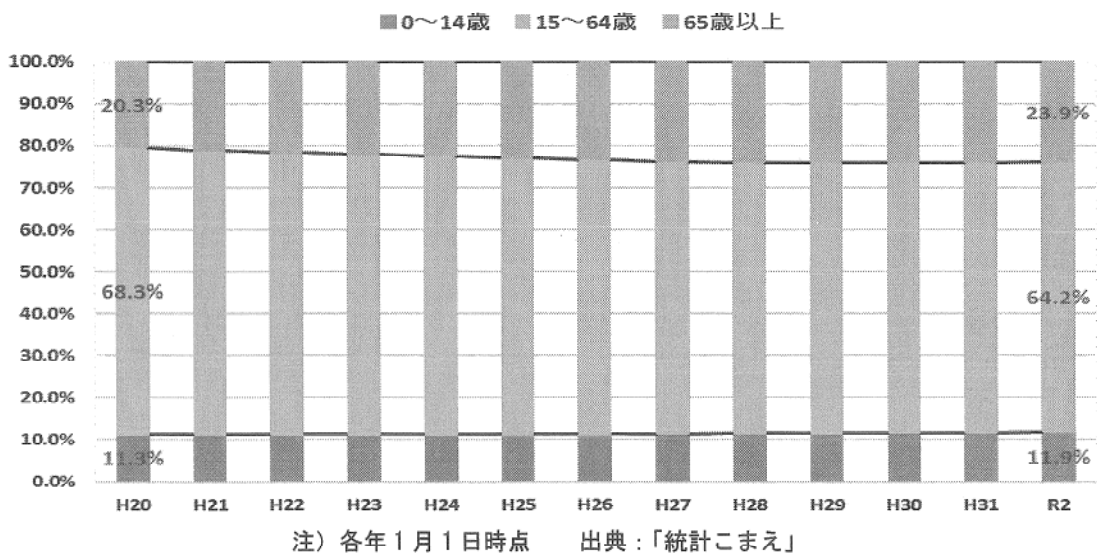
1世帯当たり人数は減少傾向にあり、令和2（2020）年は1.95人/世帯と、2人/世帯を下回っています。

年齢3区分人口の推移では、65歳以上人口が平成20（2008）年の20.3%から令和2（2020）年には23.9%に増加した一方で、15～64歳の人口が減少しています。0～14歳の人口はほぼ横ばいに推移しています。

人口・世帯数・1世帯当たり人数の推移



年齢区分人口の推移

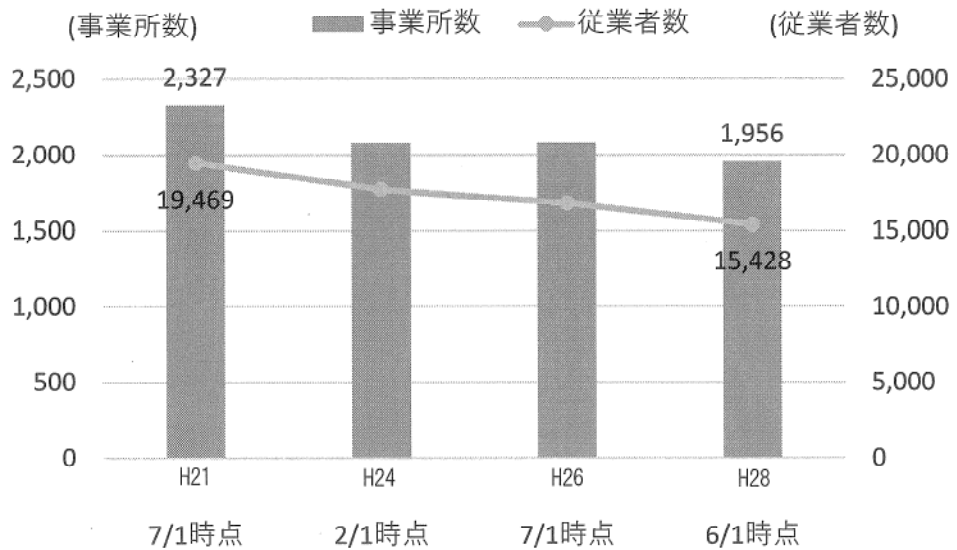


※端数処理の関係上、合計値が100.0%とならない場合があります。

4. 産業

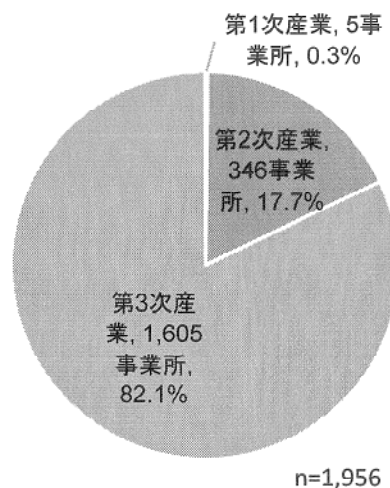
狛江市の事業所数及び従業者数は減少傾向にあります。事業所数の産業3分類別では、第3次産業（サービス業）の事業所数が8割を占めています。

事業所数及び従業者数の推移



出典：「経済センサス活動調査」「経済センサス基礎調査」（経済産業省）

事業所数分類



注) 平成28(2016)年6月1日時点

出典：「経済センサス活動調査」（経済産業省）

※端数処理の関係上、合計値が100.0%とならない場合があります。

第2節 ごみ・資源物の処理体制

ごみ・資源物は14種類の区分で分別収集し、表のとおりそれぞれ異なる工程で処理が行われています。

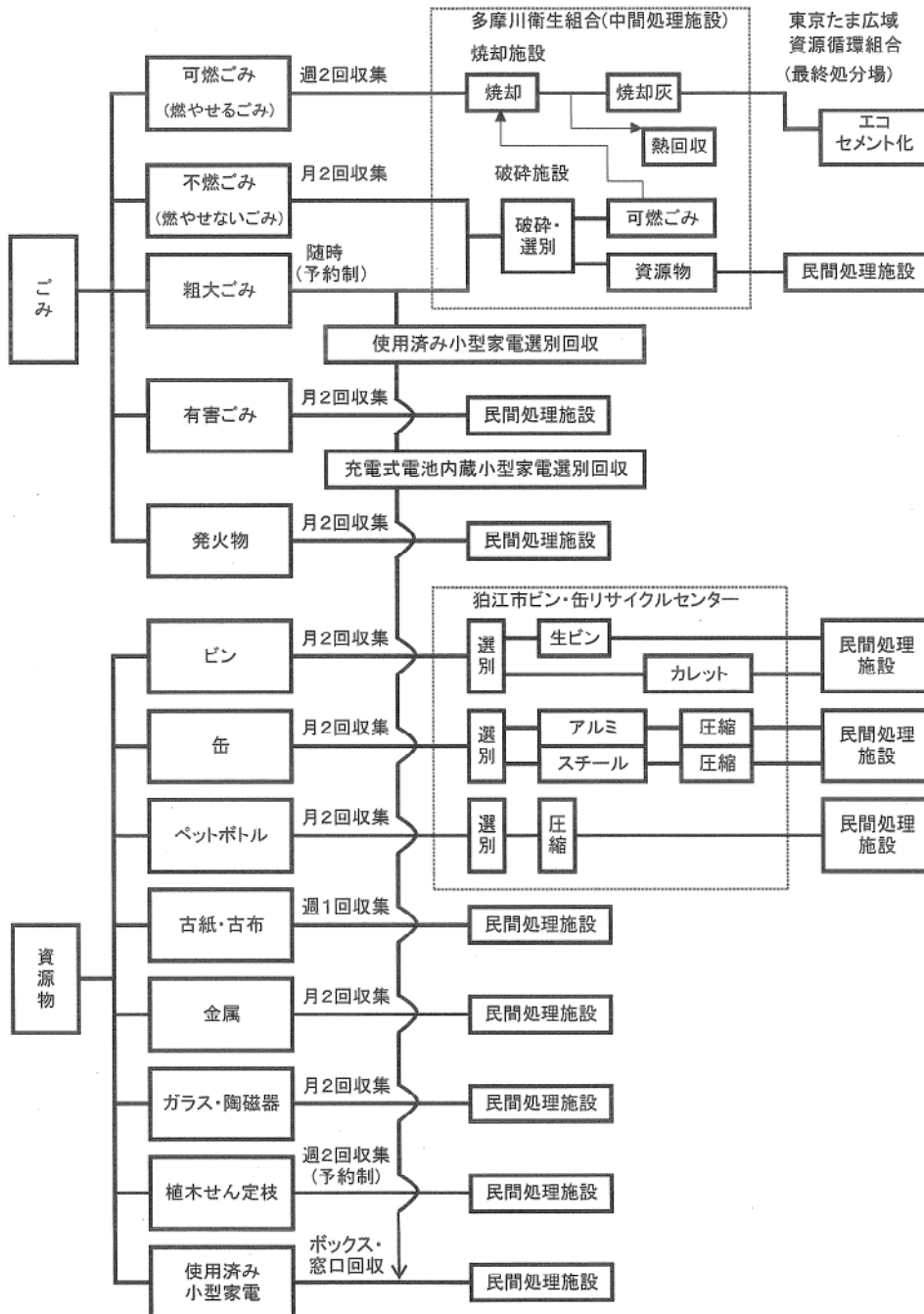
可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、クリーンセンター多摩川に搬入し、焼却や破碎、選別の間処理後に、焼却残さを日の出町にある二ツ塚最終処分場でエコセメント化しています。

また、資源物については、ビン・缶リサイクルセンター等に搬入して、選別や圧縮などの間処理後に、再資源化する民間施設に引渡しています。

1. ごみ・資源物の排出方法

| 分別区分 | 内容 | 回数 | 排出方法 | |
|--------------|-----------------------------------|----------------------|----------------|----------------------------|
| 可燃ごみ | 生ごみ、リサイクルできない紙類など | 週2回 | 市指定収集袋(有料) | |
| | おもちゃ | | 透明又は半透明の袋に入れる | |
| | 落葉・下草 | | | |
| 不燃ごみ | プラスチック製品、金属製品、ゴム製品など | 月2回 | 市指定収集袋(有料) | |
| 粗大ごみ | 最大辺50cm以上または重さ5kg以上のもの | 随時/ 事前予約 | 品目ごとに粗大ごみシール添付 | |
| 有害ごみ | 蛍光灯、電池、水銀を含む製品、充電式電池を 外せない小型家電 | 月2回 | 透明又は半透明の袋に入れる | |
| 発火物 | スプレー缶、ライター等高压ガスを使用した可 燃性の製品 | 月2回 | カゴ・コンテナに入れる | |
| 資源物 | ビン | ガラスビン | 月2回 | カゴ・コンテナに入れる |
| | 缶 | アルミ・スチールの空き缶 | 月2回 | カゴ・コンテナに入れる |
| | ペットボトル | 容器包装リサイクル法に定めるペットボトル | 月2回 | カゴ・コンテナに入れる |
| | 古紙 | 新聞 | 週1回 | ひもで十字に縛る |
| | | ダンボール | | |
| | | 紙パック | | |
| | | 雑誌 | | 紙袋に入れる |
| | | 雑かみ | | 透明又は半透明の袋に入れる |
| | シュレッダー紙 | | | |
| | 古布 | 古着、古布 | 週1回 | ひもで十字に縛るか透明又は半透明 の袋に入れる |
| | 金属 | やかん、フライパンなど | 月2回 | カゴ・コンテナに入れる |
| | ガラス・陶磁器 | ビン以外のガラス製品、陶器、磁器 | 月2回 | カゴ・コンテナに入れる |
| | 植木 せん定枝 | 枝木長さ1m・太さ10cm以内 | 随時/ 事前予約 | ひもで十字に縛るか透明又は半透明 の袋に入れる |
| 使用済み 小型家電 | 家電リサイクル法対象外のもの | 持ち込み | 回収ボックスへ投入 | |

2. ごみ・資源物の処理体制



3. 家庭及び事業系一般廃棄物等の処理手数料

| 区分 | 種別 | 収集方法 | 手数料 |
|--------------|----------------------|-------------------------|------------------------------------------------------|
| 家庭廃棄物 | 燃やせるごみ・ 燃やせないごみ共通 | 指定収集袋による (1回につき5袋まで) | ミニ袋(5リットル) 10枚1組 100円 |
| | | | 小袋(10リットル) 10枚1組 200円 |
| | | | 中袋(20リットル) 10枚1組 400円 |
| | | | 大袋(40リットル) 10枚1組 800円 |
| | | 臨時及び多量の排出 | 1kgにつき33円 |
| | 粗大ごみ | 廃棄物に 粗大ごみシール貼付 | 品目別に設定 (300・500・800・1,000・1,300・ 1,500・2,000)円 |
| 動物の死体 | 回収 | 1頭につき4,500円 | |
| | 持ち込み | 1頭につき3,500円 | |
| 事業系一般 廃棄物 | 燃やせるごみ・ 燃やせないごみ共通 | 指定収集袋による (1回につき3袋まで) | 中袋(30リットル) 10枚1組 1,660円 |
| | | | 大袋(45リットル) 10枚1組 2,500円 |
| | 燃やせるごみ | 許可業者による | 1kgにつき42円 |
| し尿 | 汲み取り | 屋内 | 1便槽1回につき2,000円 |
| | | 屋外 | 1便槽1回につき10,000円 |
| | 処理 | し尿等臨時投入 | 1便槽1回につき2,500円 |

第3節 ごみ・資源物の収集量等の推移

狛江市で分別収集するごみ・資源物の収集量の推移は、下表のとおりとなります。

可燃・不燃ごみの有料化を実施した平成17年10月以降、ごみ・資源物の収集量の合計は減少を続けています。

1. ごみ処理費用の推移

| 年度 | 収集人口 | 収集運搬経費 | | | | 計 | 多摩川 衛生組合 | 東京たま 広域資源 循環組合 | その他 | 合計 |
|----------|--------|---------|-----------|--------|---------|---------|-------------|----------------------|---------|-----------|
| | | 可燃 | 不燃・ 有害 | 粗大 | 資源物 | | | | | |
| | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 22(2010) | 76,884 | 193,965 | 31,046 | 43,583 | 195,012 | 463,606 | 761,023 | 95,719 | 133,699 | 1,454,047 |
| 23(2011) | 76,982 | 191,591 | 33,865 | 43,583 | 191,572 | 460,611 | 617,319 | 93,974 | 134,542 | 1,306,446 |
| 24(2012) | 77,209 | 188,082 | 36,519 | 44,566 | 191,855 | 461,022 | 561,580 | 93,129 | 130,115 | 1,245,846 |
| 25(2013) | 78,474 | 186,201 | 37,011 | 44,566 | 188,350 | 456,128 | 457,696 | 102,200 | 143,009 | 1,159,033 |
| 26(2014) | 79,244 | 191,269 | 36,939 | 47,932 | 193,489 | 469,629 | 466,706 | 88,027 | 136,311 | 1,160,673 |
| 27(2015) | 80,422 | 191,220 | 36,971 | 47,932 | 192,663 | 468,786 | 460,798 | 87,407 | 138,228 | 1,155,219 |
| 28(2016) | 81,326 | 190,300 | 35,850 | 47,932 | 190,990 | 465,072 | 321,964 | 87,457 | 146,068 | 1,020,561 |
| 29(2017) | 82,048 | 191,373 | 35,328 | 47,956 | 188,341 | 462,998 | 308,600 | 95,956 | 149,011 | 1,016,565 |
| 30(2018) | 82,900 | 189,673 | 33,891 | 48,010 | 195,114 | 466,688 | 296,253 | 137,895 | 141,570 | 1,042,406 |
| 31(2019) | 83,503 | 189,025 | 33,998 | 48,455 | 203,094 | 474,572 | 324,238 | 152,599 | 150,221 | 1,101,630 |

※人口は翌年度4月1日付け住民基本台帳人口で、外国人登録者数含む。

※資源物の内訳は、ビン缶、ペットボトル、古紙・古布、金属、植木せん定枝、ガラス陶磁器(30年度から)、小型家電(25年度から)、集団回収、拠点回収、生ごみ処理機

※小数点以下は四捨五入

2. ごみ排出量の推移

| 年度 | 収集人口 | 家庭系 | | | | | | 事業系 搬入可燃 ごみ | 合計 | 年間1人 当たり 排出量 | 1日1人 当たり 排出量 | 家庭系 1日1人 当たり 排出量 | 前回基本 計画の発 生量見込 み |
|----------|--------|--------|------|------|------|-----|-------|-------------------|--------|--------------------|--------------------|---------------------------|---------------------------|
| | | 可燃ごみ | 不燃ごみ | 粗大ごみ | 有害ごみ | 発火物 | 資源物 | | | | | | |
| | 人 | t | t | t | t | t | t | t | kg | g | g | t | |
| 22(2010) | 76,884 | 12,105 | 961 | 374 | 9 | 20 | 6,207 | 1,800 | 21,476 | 279 | 765 | 701 | |
| 23(2011) | 76,982 | 11,920 | 998 | 413 | 21 | 19 | 6,116 | 1,670 | 21,157 | 275 | 753 | 694 | 22,018 |
| 24(2012) | 77,209 | 11,843 | 989 | 398 | 21 | 20 | 6,031 | 1,421 | 20,723 | 268 | 735 | 683 | 21,762 |
| 25(2013) | 78,474 | 11,728 | 960 | 426 | 21 | 22 | 6,090 | 1,455 | 20,702 | 264 | 723 | 672 | 21,509 |
| 26(2014) | 79,244 | 11,709 | 908 | 403 | 20 | 21 | 5,933 | 1,400 | 20,394 | 257 | 705 | 657 | 21,257 |
| 27(2015) | 80,422 | 11,710 | 910 | 420 | 21 | 22 | 5,964 | 1,426 | 20,473 | 255 | 697 | 649 | 21,075 |
| 28(2016) | 81,326 | 11,551 | 862 | 410 | 20 | 22 | 5,799 | 1,507 | 20,171 | 248 | 680 | 627 | 20,893 |
| 29(2017) | 82,048 | 11,545 | 866 | 431 | 19 | 23 | 5,690 | 1,573 | 20,147 | 246 | 673 | 620 | 20,712 |
| 30(2018) | 82,900 | 11,467 | 809 | 448 | 22 | 22 | 5,612 | 1,661 | 20,041 | 242 | 662 | 607 | 20,527 |
| 31(2019) | 83,503 | 11,720 | 856 | 543 | 22 | 23 | 5,586 | 1,913 | 20,663 | 247 | 678 | 615 | 20,339 |

※人口は翌年度4月1日付け住民基本台帳人口で、外国人登録者数含む。

※資源物の内訳は、ビン缶、ペットボトル、古紙・古布、金属、植木せん定枝、ガラス陶磁器(30年度から)、小型家電(25年度から)、集団回収、拠点回収、生ごみ処理機

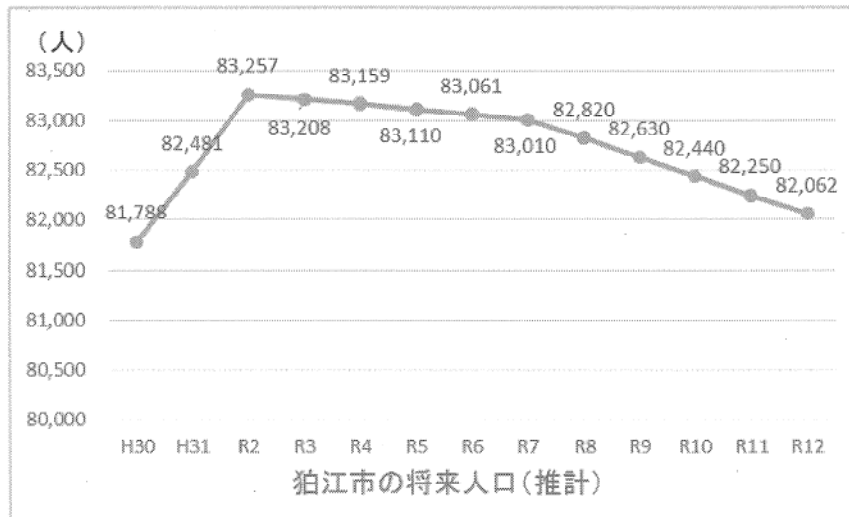
※小数点以下は四捨五入

第4節 ごみ・資源物の排出量の見込み

1. 狛江市の将来人口

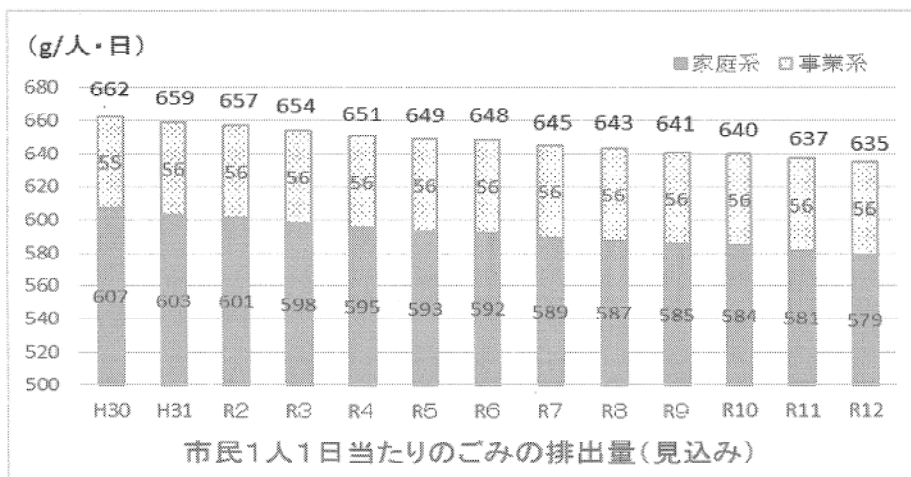
将来人口は、平成28年2月発行の狛江市人口ビジョンのシミュレーションBで見込んでいる人口を採用しています。

しかしながら、令和2年1月時点で、推計値より実際の人口が1,444人多くなっているため、この基本計画では、狛江市人口ビジョンに1,444人を加えた数値で見込んでいます。なお、人口ビジョンでは5年毎の人口推計となっているため、毎年の人口はこの計画のために推計しています。



2. 市民1人1日当たりのごみの排出量の見込み

市民1人1日当たりのごみの排出量の見込みは以下のとおりになります。この排出量見込みは、狛江市の将来人口の推計をもとに現在取組んでいる施策を継続して実施した場合の推移となります。

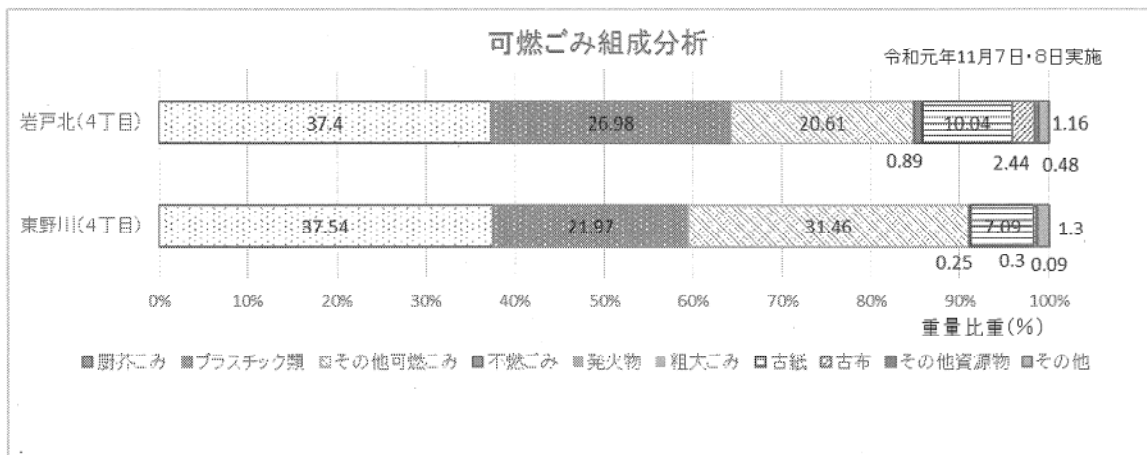


第5節 ごみの組成

令和元年度に行ったごみ組成分析の結果は以下のとおりです。結果を見ると、分別の徹底についてまだ不十分であり、市民への分別ルールの周知や広報活動を引き続き行っていく必要があります。

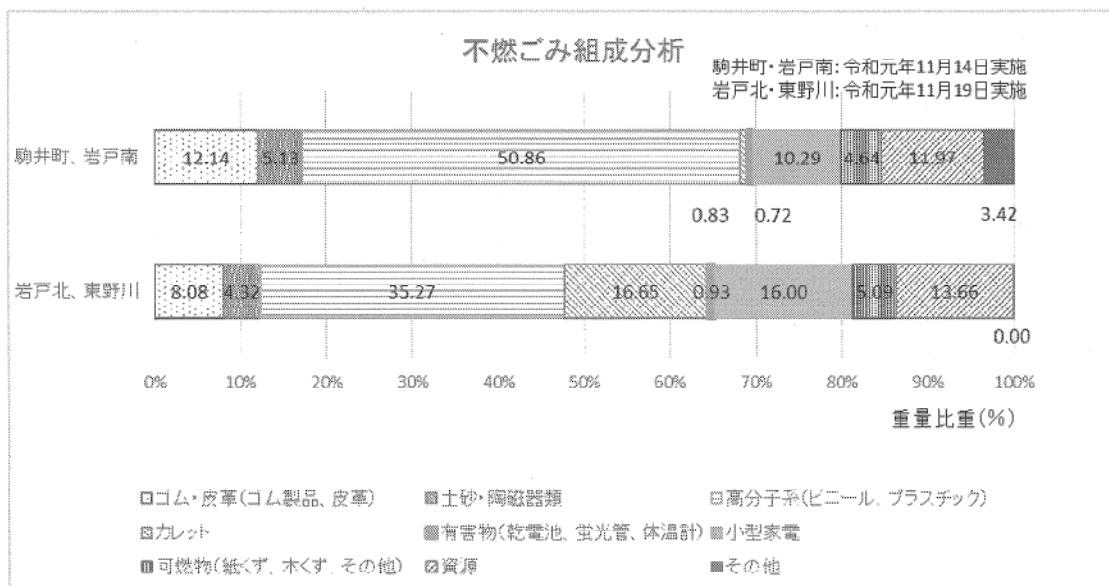
1. 可燃ごみ

おおむね正しく分別されていますが、どちらの地域にも古紙が約10%混入しており、更なる分別の徹底が必要です。



2. 不燃ごみ

飲食店が多い岩戸北・東野川地域は、住宅が多い駒井町・岩戸南地域と比較すると、ガラスくずであるカレットが多く、プラスチック類である高分子系が少ない傾向にあります。また、どちらの地域にも可燃ごみが約5%程度含まれており、更なる分別の徹底が必要です。



第6節 中間処理及び最終処分の状況

1. 狛江市ビン・缶リサイクルセンター

平成6年から稼動している狛江市ビン・缶リサイクルセンターは、ビン・缶・ペットボトルの選別・圧縮・減容等を行う中間処理施設です。ビンはリターナブルビンとワンウェイビンに選別、缶はアルミ缶とスチール缶に選別して圧縮処理、ペットボトルは減容・圧縮処理を行っています。また、市民によるリサイクルのための活動拠点施設となっています。

【狛江市ビン・缶リサイクルセンターの概要】

| | | |
|------|-------------------|-------------------------|
| 施設名称 | 狛江市ビン・缶リサイクルセンター | |
| 所在地 | 東京都狛江市岩戸北1丁目1番11号 | |
| 敷地面積 | 2,054.16㎡ | |
| 処理能力 | 4.9t/日 | |
| 処理方法 | ビン | コロラインによる手選別 |
| | 缶 | アルミ・スチールを素材別に自動選別後、圧縮処理 |
| | ペットボトル | 手選別後に減容、圧縮処理 |
| 竣工 | 平成6(1994)年11月 | |

2. クリーンセンター多摩川（多摩川衛生組合）

クリーンセンター多摩川は、稲城市にある施設で、狛江市、稲城市、府中市、国立市で構成される多摩川衛生組合が運営する一部事務組合です。ここでは、可燃ごみの焼却、不燃ごみと粗大ごみの破碎・選別の処理後に残さは焼却しています。

ごみを焼却した熱を利用して発電を行い、施設内で利用し、余剰電力は売却しています。

【クリーンセンター多摩川の概要】

| | | |
|------|--------------------------|------------------------------------------|
| 施設名称 | 多摩川衛生組合 クリーンセンター多摩川 | |
| 所在地 | 東京都稲城市大丸 1528 番地 | |
| 敷地面積 | 22,366.58 m ² | |
| 施設機能 | 焼却能力 | 450 t/日 (150 t/24h × 3 基) 全連続燃焼式 (ストーカ炉) |
| | 不燃・粗大 ごみ処理能力 | 50 t/5h × 1 基 回転衝撃式 |
| | 発電能力 | 最大 6,000kw/h (蒸気タービン式) |
| | 余熱利用 | 施設内給湯・冷暖房、外部施設への高温水(約 130℃)の供給 |
| 竣工 | 平成 10(1998)年 3 月 | |

3. ニツ塚処分場(東京たま広域資源循環組合)

クリーンセンター多摩川で中間処理した焼却後の灰は、多摩地域 25 市 1 町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する、日の出町のニツ塚処分場で最終処分を行っています。ニツ塚処分場では、平成 18 年 7 月より、埋立量を減らし焼却後の灰の有効利用を図るため、灰をセメントとして利用するエコセメント事業を行っています。

このエコセメントはごみ焼却灰を原料の一部として作られた新しいタイプのセメントで、エコロジーの「エコ」と「セメント」を合わせて名づけられ、日本工業規格(JIS)にも定められています。土木建設工事やコンクリート製品などに幅広く利用されています。

狛江市では、焼却後の灰については平成 19 年度より埋立処分量ゼロ、不燃ごみと粗大ごみの選別残さについても埋立処分量ゼロを達成しています。

【ニツ塚処分場の概要】

| | |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設名称 | 東京たま広域資源循環組合 日の出町ニツ塚廃棄物広域処分場 |
| 所在地 | 東京都西多摩郡日の出町大字大久野玉の内 |
| 施設規模 | 総面積 : 約 59.1ha 用地面積約 59.1ha 開発面積 : 約 33.3ha (埋立地約 18.4ha、管理施設等約 14.9ha) 全体埋立容積 : 約 370 万 ^m ³ (廃棄物埋立量 : 約 250 万 ^m ³ 、覆土容量 : 約 120 万 ^m ³) |
| 埋立方法 | セル方式(即日覆土) |
| 埋立期間 | 平成 10(1998)年 1 月から平成 40(2028)年 3 月(予定) ※政令に基づく届出の期間で、実際の埋立完了時期とは異なる。 |

東京たま広域資源循環組合を構成する多摩地域 25 市 1 町の自治体

※八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市、瑞穂町

【エコセメント化施設の概要】

| | |
|------|-----------------------------------------------------------------|
| 施設名称 | 東京たま広域資源循環組合 東京たまエコセメント化施設 |
| 所在地 | 東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地(二ツ塚処分場内) |
| 敷地面積 | 施設用地面積・約 4.6ha |
| 施設規模 | 焼却残さ等の処理量 約 300 t (日平均) |
| | エコセメントの生産量 約 430 t (日平均) |
| 竣工 | 平成 18(2006)年 7 月 |
| 処理対象 | 組織団体の廃棄物中間処理施設より排出される焼却残さ(※1)、溶融飛灰(※2)及び二ツ塚処分場に分割埋立(※3)された焼却残さ他 |

※1 焼却残さ:中間処理施設で焼却処理した後に出る焼却灰(焼却残さ物)と飛灰(焼却排気ガス中に浮ゆうする灰のうち集じん機等により捕集されたばいじん)

※2 溶融飛灰:灰溶融炉の排気ガス中に浮ゆうする灰のうち集じん機等により捕集されたばいじん

※3 分割埋立:エコセメント化施設稼働後に埋立てである焼却残さの再処理を行うために、平成 12 年 9 月より焼却残さと不燃物を区分けして埋立てを開始

4. し尿処理(多摩川衛生組合)

狛江市のし尿処理は、稲城市と狛江市の 2 市でし尿処理施設を共同使用しています。狛江市は公共下水道普及率 100%を達成しており、浄化槽や汲み取りを行っている世帯はゼロとなっています。イベント等で使用する仮設トイレから汲み取りによる収集運搬したし尿を多摩川衛生組合のし尿処理施設に運搬して処理を行っています。

【し尿処理施設の概要】

| | | |
|------|--------------------------|--------------|
| 施設名称 | 多摩川衛生組合 し尿処理施設 | |
| 所在地 | 東京都稲城市大丸 1528 番地 | |
| 敷地面積 | 22,366.58 m ² | |
| 施設機能 | 処理能力 | 23.4 k l / 日 |
| | 処理方法 | 好気性生物処理、希釈放流 |
| | し尿残さ及び汚泥処理方法 | 敷地内焼却施設にて焼却 |
| 竣工 | 平成 14(2002)年 4 月 | |

第7節 廃棄物処理の課題

循環型社会の形成に向けて、ごみの減量や収集運搬などの課題は、下記のとおりになります。

1. 発生及び排出抑制・資源化

- ・ 拡大生産者責任への取組推進
- ・ プラスチック使用削減への取組の推進
- ・ 食品ロス削減への取組推進
- ・ 市民及び事業者と連携して協働で取組むごみ減量化の推進
- ・ 分かりやすいごみと資源物の分別方法の広報
- ・ 情報媒体を活用したごみ収集運搬・処理費用のコスト意識の醸成
- ・ 転入者に対するごみ分別の周知徹底
- ・ 高齢化による分別の仕分け困難者への対策
- ・ ごみ減量につながる活動を行う市民団体の支援の推進
- ・ 燃やせるごみへの古紙混入を防ぐ、分別の徹底による資源物化の推進
- ・ 生ごみの水切りによる減量化の推進
- ・ 事業所での分別の取組により、事業系ごみの古紙などの資源化・減量化の促進
- ・ 多量排出事業者への指導強化による、減量化の推進

2. 収集・運搬

- ・ 実家整理や遺品整理等で一時的に発生する多量ごみへの対応
- ・ 発火する危険な製品の収集防止
- ・ 単身向け等の一部集合住宅の不適正排出者への対策
- ・ 階段下で収集するエレベーターの設置されていない集合住宅に居住する高齢者へのごみ出し方法の対策

3. 中間処理

- ・ ビン・缶リサイクルセンターの安定稼働のための計画的修繕と予防保全などの適切な維持管理の実施
- ・ クリーンセンター多摩川の施設の延命化と環境負荷低減、地球温暖化防止に配慮した施設整備の実施

4. 最終処分

- ・日の出町二ツ塚最終処分場への焼却残さ搬入量を割り当て配分量以下に抑制

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の基本理念

第4次基本構想前期基本計画で定める「循環型社会の推進」を受けて、この計画では「環境負荷の少ない持続可能な循環型社会づくり」の推進とします。

第2節 基本方針

ごみ処理の基本方針を以下の3点とします。

4 Rの推進

市民・事業者・行政の取組内容の明確化

適正な中間処理・最終処分の推進

1. 4 Rの推進

ごみ減量を進める上で最も大切なのは、ごみになるものを元から断つことに加えてごみそのものを減らすことです。次に取り組むことは使えるものを何度でも使うことです。最後にごみとして捨てるときにも、分別し資源となる物は再生して利用することを推進していきます。

2. 市民・事業者・行政の取組内容の明確化

市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担のもと、一体となり施策を推進し「環境負荷の少ない持続可能な循環型社会づくり」を進めていく必要があります。このため、市民は「ごみを出さないライフスタイルの推進」、事業者は「事業者自らが進めるごみ削減の取組の推進」、市は「循環型社会構築に向けた取組の推進」を図ります。

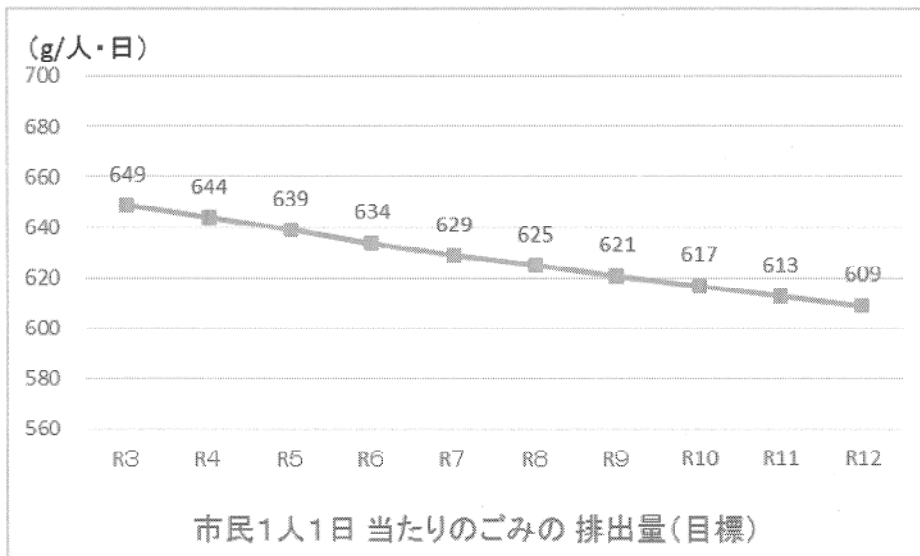
3. 適正な中間処理・最終処分の推進

ごみを安全で安定的かつ環境への負荷低減が少ない中間処理を行い、最終処分する焼却残さの最小化に取り組んでいきます。

第3節 市民1人1日当たりのごみの排出量の目標設定

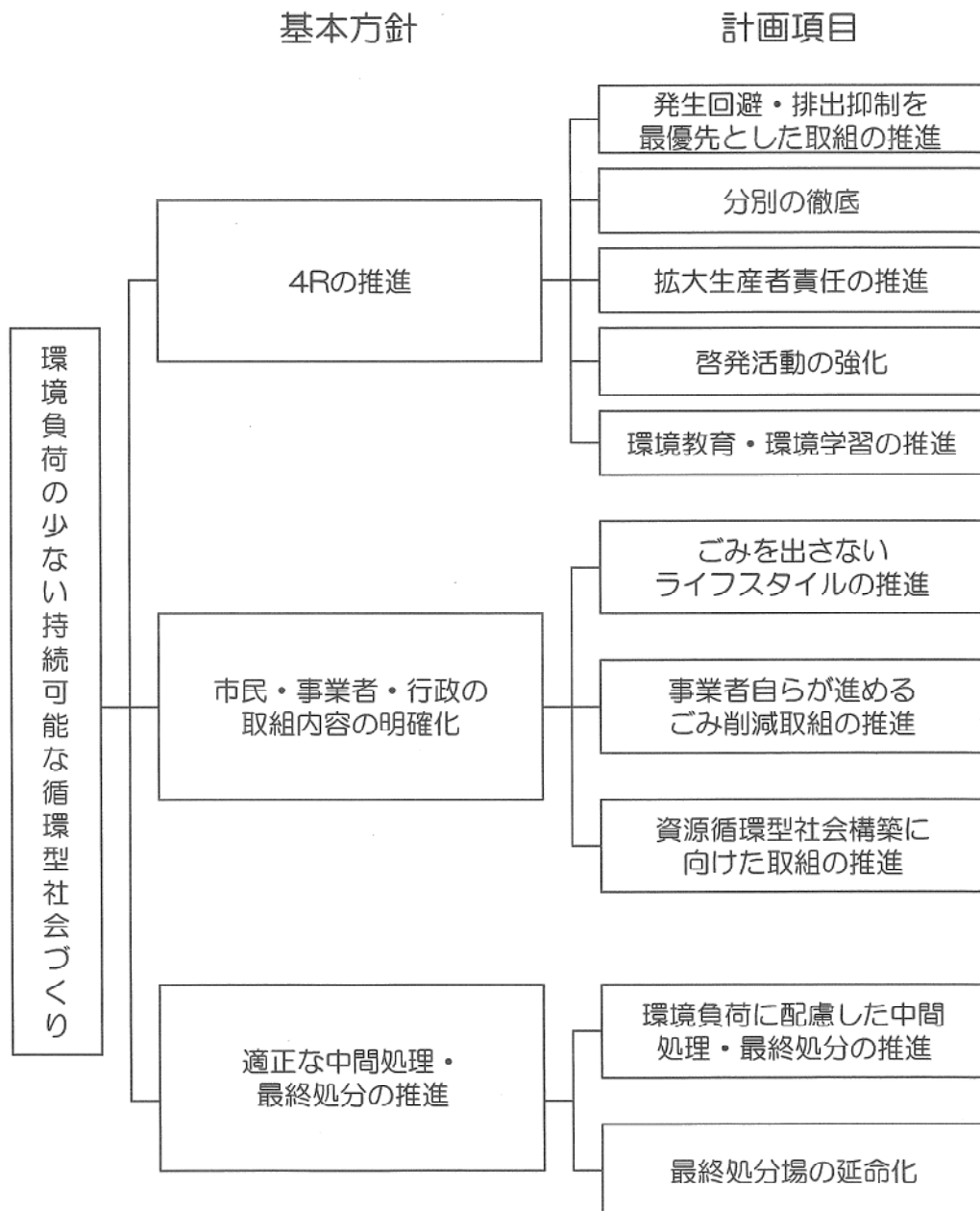
この計画では、基本方針である4Rの推進、市民・事業者・行政の取組内容の明確化、適正な中間処理・最終処分を計画項目と具体的な取組内容により推進します。以下の目標値を設定します。

市民1人1日当たりのごみ排出量を
令和12年度までに
平成30年度(2018年度)の662gから、たまご1個分(※)の減量
マイナス53g 609g/人・日以下とします。
(※殻付きたまご MSサイズ)



第4節 施策の展開

3つの基本方針に基づき、目標の達成に向けて10の計画項目を定め、施策の展開を図ります。計画の体系図は以下のとおりです。



第5節 計画項目と具体的な取組内容

1. 4Rの推進

(1) 発生回避・排出抑制を最優先とした取組の推進

4Rのうち、ごみになるものを買わない、断るという発生回避、できるだけごみにならない製品を選択するという排出抑制を最優先の取組として推進します。同時に、ごみとして捨てる前に、そのままの状態が必要としている人がいないかを考え再使用することも推進します。

(2) 分別の徹底

ごみと資源物を適正に分別することにより再生利用を推進します。

(3) 拡大生産者責任の推進

拡大生産者責任の原則に基づき、生産者が環境負荷の少ない製品開発を行い、製造販売した製品について自ら適切に回収・処理する制度を構築するために、他自治体と連携を図り国・都に働きかけを行っていきます。

(4) 啓発活動の強化

発生回避・排出抑制を最優先とした4Rの取組を推進するためには、全ての市民に取組内容を理解してもらい、協力していただくことが必要です。市民一人ひとりが日頃から4Rの取組を実践できるように、分かりやすい広報媒体の作成、広報媒体を活用した情報発信などの啓発活動を強化していきます。

(5) 環境教育・環境学習の推進

4Rの取組の推進には全ての市民の協力が必要不可欠ですが、まずは自分たちが出したごみがどのように処理されるのかを理解することが重要です。また、永続的な取組とするためにも、特に将来を担う世代にごみに対する意識を習慣づけるよう進めていきます。

2. 市民・事業者・行政の取組内容の明確化

(1) ごみを出さないライフスタイルの推進

ごみ減量を推進するには、排出主体である市民がこれまでのライフスタイルを見直す必要があります。見直しに当たっては

- ◎ごみを減らすことは、ものを減らすことであるという認識を持つ。
 - ◎子どもも高齢者も全て同じように取り組む。
 - ◎日常生活での買い方、使い方、処分の仕方を見直す。
 - ◎ものを買う前に、利用頻度、代替可能性、保管場所、維持コストを考え判断する。
 - ◎ごみ処理、リサイクルに対するコスト意識を持つ。
- の観点が必要になります。

実際の取組内容については、4Rを基本とし、日常生活に配慮し、無理なく取り組めること、誰でも、簡単に、気軽に、楽しくでき、継続して取り組み、達成感があり、負担感や義務感を感じないで、具体的な取組内容を市民が共有してお互いに広げられることが重要になります。

<市民の4Rの取組>

◎発生回避の取組 (Refuse (リフューズ))

- ・計画的に必要なものを必要なだけ買う。
- ・買い物には袋を持参してレジ袋をもらわない。
- ・割り箸、使い捨てスプーンやストロー等をもらわない。
- ・過剰包装を頼まない。
- ・水筒を活用する。
- ・不必要なパンフレット等を受け取らない。
- ・食品を買いすぎない。具体的には、買い物前に、冷蔵庫の在庫を確認することや、1個売りや量り売りで必要な分を必要な量だけ買う。

◎排出抑制の取組 (Reduce (リデュース))

- ・食品を使い切る。具体的には、食材を無駄なく使うために、野菜・果物の皮を極力薄く剥きなるべく捨てないで調理する。また、冷蔵庫にある食品を賞味期限前に消費するため、日にちを決めて整理する。
- ・食品を食べ切る。具体的には、適量をつくり残さず食べる。外食では頼みすぎな

いようにして、会食では開始直後しばらくは食べることに専念する。

- ・生ごみの水切りを行う。
- ・生ごみを庭に埋める、処理機を使い処理する。
- ・食品の保管に、蓋付容器を活用する。
- ・繰り返し使用できる道具、容器、食器を使う。
- ・洗剤などは減容化しやすい詰め替え商品を選ぶ。
- ・飲料などは再使用するビンの商品を選ぶ。
- ・丁寧に扱い長く使う。

◎再使用の取組（Reuse（リユース））

- ・使用可能なものはそのままの状態に必要な人に譲る。
- ・不要となったものはフリーマーケットやリサイクルショップ等を利用する。
- ・故障しても捨てずに直して使う。
- ・捨てる前に必要とする人がいないか考える。

◎再生利用の取組（Recycle（リサイクル））

- ・ごみとして出さずに分別して資源物の日に出す。
- ・ペットボトル、紙パック、トレイなどを買った店にお返しする。
- ・古紙は分別を徹底して可燃ごみに出さないようにする。
- ・ペットボトルは、リサイクルしやすいように容器をすすぎ、ラベルとキャップを外す。

（2）事業者自らが進めるごみ削減取組の推進

事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえて、法令を遵守した適正処理を推進します。また、拡大生産者責任に基づき、発生回避、抑制を軸に取り組むことが重要です。

- ◎事業者自らが環境負荷の低減を進める。
 - ◎生産段階からごみ削減につながる取組を推進する。
- の考え方が必要となります。

事業活動を行うに当たり、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物となった後のごみ処理までを見据えて以下の取組を推進することが必要になります。

- ・事業者としてリサイクルへの取組や廃棄物発生回避のための取組を市民等に分かりやすく伝える。
- ・包装の簡易化
- ・レジ袋有料化
- ・バラ売りと量り売りの実施
- ・購入した商品を袋詰めする作業場所や方法の検討
- ・情報交換会の開催を通じた収集業者への分別ルールの指導
- ・食品リサイクルの推進等の自己処理責任の指導強化
- ・環境配慮製品の使用及び取扱いを推進
- ・ワンウェイ容器入りの製品の製造及び取扱いを見直し、リターナブル容器入り製品の取扱いの拡大や、デポジット制度導入の検討
- ・製品のリサイクルや最終処理に配慮した素材や製造方法の導入を推進

(3) 資源循環型社会構築に向けた取組の推進

発生回避、抑制を軸に環境負荷の少ない持続可能な社会実現に向けて、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会からの脱却を目指すともに、市民、事業者が共感できる、廃棄物発生回避のための具体的な取組を推進します。

- ◎拡大生産者責任制度の徹底を図る。
- ◎生産者は生産だけでなく廃棄まで責任を持つ社会への移行を進める。
- ◎適切な中間処理により一層の環境負荷の低減を進める。
- ◎最終処分場の延命化を図る。
- ◎ごみ処理経費の削減につながる取組を推進する。

なお、これらの取組みを市民・事業者・市だけで行っても限界があることから、東京都や多摩地域自治体などの関係団体と連携して取組を推進していきます。

3. 適正な中間処理・最終処分の推進

(1) 環境負荷に配慮した中間処理・最終処分の推進

市のごみ処理と資源化に関しては、焼却などの中間処理は稲城市にあるクリーンセンター多摩川で、資源化の処理は市外にある民間処理施設で行っています。焼却処理を行った後の残さは、日の出町にある二ツ塚最終処分場で処理・処分を行っています。市のごみ処理システムは他の自治体にある施設で処理することで成り立っています。以下の取組を推進します。

◎資源化処理

ビン、缶、ペットボトルは市内中間処理施設で継続して資源化のための選別・圧縮作業を実施します。その他の資源物や有害ごみについては、民間処理施設で資源化を実施します。

◎破碎・選別処理

燃やせないごみと粗大ごみは、クリーンセンター多摩川で適正に破碎・選別処理し、可能な限り資源化に努めます。

◎焼却処理

燃やせるごみと上記の破碎・選別工程で発生した燃やせるごみは、継続してクリーンセンター多摩川で焼却処理し、エネルギーリカバリー(サーマルリサイクル)を実施します。温室効果ガス削減のために、焼却するごみの削減に取り組みます。

◎最終処分

最終処分場の延命化と継続的な利用のために、東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容(量)化計画で定められた焼却残さ(焼却灰)の配分量を順守することを目標とします。

(2) 最終処分場の延命化

現在の最終処分場は、東京たま広域資源循環組合が運営し、日の出町民の理解と協力により設置されているものです。今後、新たな最終処分場の確保が困難であることから、二ツ塚廃棄物広域処分場の長期安定的な維持運営が必要です。以下の取組みを推進します。

◎4Rの推進による最終処分場へ搬入する焼却残さの最小化

施設の所在する日の出町民の負担軽減と環境負荷低減のために焼却残さの最小化を推進していきます。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の基本方針

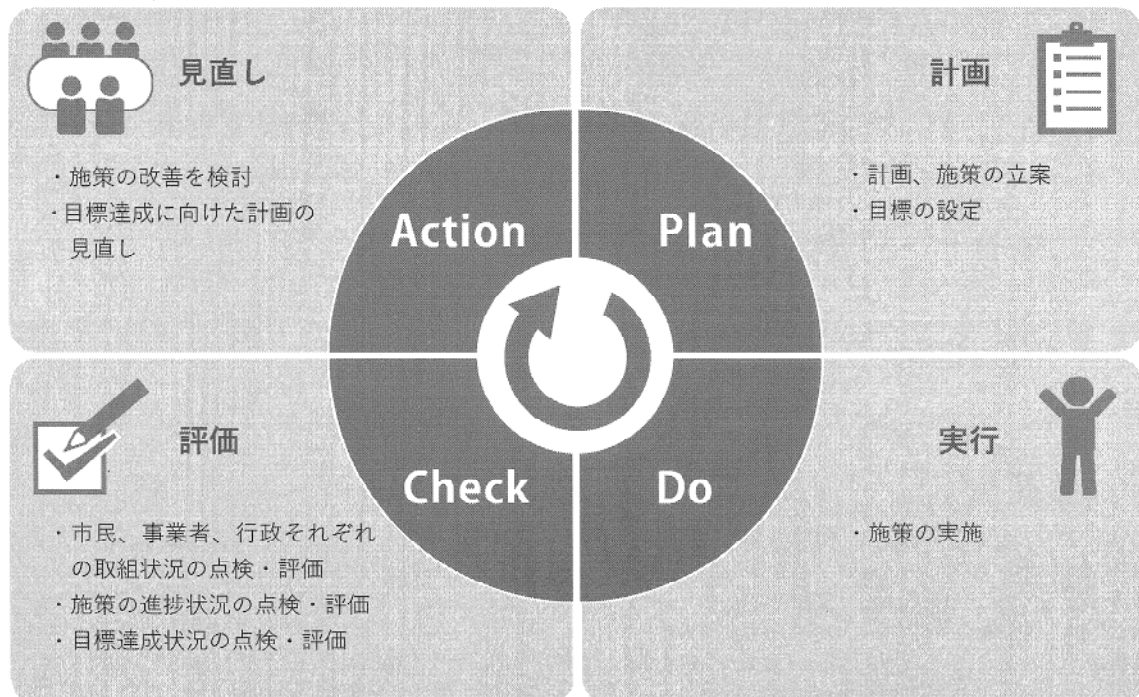
公共下水道の整備完了後、平成19年度にし尿処理人口ゼロを達成しました。今後も、し尿処理人口ゼロを維持するとともに、仮設トイレ等から排出されるし尿の収集・運搬・処理については適正な体制を維持します。

第4章 計画の評価・推進

第1節 計画の進行管理体制

本計画で定めた目標達成のために、原則として毎年度一般廃棄物処理実施計画を策定します。策定した一般廃棄物処理実施計画の進行管理は、PDCAサイクルに基づき実施します。

一般廃棄物処理実施計画の策定は、関係法令の改正、社会情勢の変化などに柔軟に対応していきます。施策の進捗状況と目標達成状況の点検と評価は、ごみ半減推進審議会で実施します。目標達成のための一般廃棄物処理実施計画の見直しは、施策の改善を検討の結果を反映したものとします。



語句説明

※PDCA サイクル…計画 (plan)、実行 (do)、評価 (check)、見直し (action) のプロセスを順に実施し、継続的に業務を改善するマネジメントサイクルのこと

資料

用語の解説

| 五十音 | 用語 | 解説 |
|-----|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あ行 | 一般廃棄物 | 廃棄物処理法によって定義されている廃棄物(ごみ)の区分で『一般廃棄物』と『産業廃棄物』がある。『産業廃棄物』は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定める20種類をいい、それ以外の廃棄物が『一般廃棄物』とされている。『一般廃棄物』には、一般家庭から出される家庭系ごみとし尿、浄化槽汚泥等も含まれ、市町村に処理責任がある。 |
| | 一般廃棄物処理基本計画 | 長期的視点に立ち計画的なごみ処理を推進するための、市の一般廃棄物処理の基本方針となるもの。ごみの排出抑制及び発生から処分までの適正な処理を行うために必要な基本事項を定めた計画のこと。 |
| | 一般廃棄物処理実施計画 | 一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの処理主体、収集計画、中間処理及び最終処分計画、排出状況等を定めた計画 |
| | エコセメント | 清掃工場でごみを焼却した残りである焼却灰を原料としてつくるセメントで、エコロジーの“エコ”と“セメント”を合わせて名づけられている。 日本工業規格(JIS R 5214)に定められた土木建築用資材 |
| | 汚泥 | し尿処理場等から発生する泥状の物質の総称 |
| か行 | 拡大生産者責任 | 生産者が、生産、使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担すること。 |
| | 家庭系ごみ | 市民が家庭生活に伴い排出するごみで市が収集するごみ |
| | 環境基本計画 | 市の基本構想を受け、環境施策の基本的な方向性を示した計画。関連する計画として、緑の基本計画、一般廃棄物処理基本計画などがある。 |

| | | |
|----|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 拠点回収 | 公共施設等に設置している資源物の持込場所に持ち込まれた資源物を収集すること。 |
| | 基本計画 | 市のまちづくりの基本的な計画で、基本構想で示した将来都市像、まちづくりの方向性等を実現するための具体的な施策を示すもの |
| | 基本構想 | 市のまちづくりの基本的な理念で、市の目指すべき将来都市像、まちづくりの方向性等を示すもの |
| | クリーンセンター多摩川 | 多摩川衛生組合が運営する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、し尿の中間処理施設。所在地は稲城市大丸にある。 |
| | 戸別収集 | 戸建住宅等それぞれの建物の道路に面した敷地内に廃棄物、資源物の排出場所を定め、収集する方法 |
| さ行 | 災害廃棄物 | 地震や豪雨などによる水害、火災などの災害に伴い発生するガレキなどの廃棄物。避難所開設による仮設トイレのし尿も災害廃棄物に含まれる。 |
| | 最終処分場 | 東京たま広域資源循環組合が運営し、西多摩郡日の出町にある施設。 現在稼動しているのは二ツ塚最終処分場で、市が中間処理施設での資源化や焼却処理を行った後に残ったものを埋め立てる施設。平成 30 年度以降は、構成する団体からの廃棄物の埋立処理は行っていない。 |
| | 事業系ごみ(持込ごみ) | 事業活動に伴って生じる廃棄物。産業廃棄物と事業系一般廃棄物がある。市では、事業系一般廃棄物のみを処理している。 また、市では事業系ごみを、少量排出事業者分(事業系指定収集袋で家庭系ごみと合わせて収集)と多量排出事業者分(収集運搬許可業者に委託して収集)に区分して取り扱っている。 多量排出事業者が収集運搬許可業に委託してクリーンセンター多摩川に持ち込むごみを持込ごみとしている。 なお、少量排出事業者分は家庭系ごみと合わせて計量している。 |

| | |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| し尿 | 人間が排出する大小便。仮設トイレ等から収集するのは、大小便と洗浄水やトイレットペーパーの混合物となる。 |
| 収集運搬許可業者 | 市の許可を得て一般廃棄物の収集運搬を行う業者。 許可条件は市による収集運搬が困難で、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画に適合するものである。 |
| 集団回収事業 | 町会、自治会、PTA、マンション管理組合等の営利を目的としない10世帯以上で構成される団体で古紙、古布、ビン、缶、ペットボトル、金属の資源物を集積し、回収登録業者に引き渡す事業。回収重量に応じた奨励金を市に申請し受け取る。 |
| 循環型社会形成推進基本計画 | 循環型社会形成推進基本法に基づき国が策定した計画。循環型社会形成のための国、国民、事業者の取組みと数値目標が定められている。 |
| 循環型社会形成推進基本法 | 循環型社会を形成するための基本的な枠組みとなる法律。大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会全体で物質循環を確保することで、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を提示している。また、廃棄物処理の優先順位を法制化するとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化し、「排出者責任」と「拡大生産者責任」という2つの考え方を示している。 |
| 食品ロス(フードロス) | 食べ残しや未利用の食品。食べられるのに廃棄される食品のこと。 |
| せん定枝 | 庭木などの枝の切りくず。枝と付帯する葉は分別して排出する。 |
| 総合基本計画 | 市の最上位の計画。基本構想と基本計画で構成される。 |
| 組成分析 | ごみの性質や分別状況の把握を目的として、収集されたごみを袋から取り出し、素材別または種類別にごみ、資源物を分別して計量する作業 |

| | | |
|----|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| た行 | 中間処理施設 | ごみを焼却、破碎処理し、減量・減容化を図る施設。または、収集したごみを種類別に分別、圧縮等の処理により資源化を行う施設 |
| | デポジット | <p>ビンビールなどの容器に入った製品などを購入する際に支払う「預かり金」のこと。</p> <p>購入先などに容器などを返却すると支払った「預かり金」が払い戻される。</p> <p>使用済み製品や容器の回収率が上がり、リサイクルや適正処理が進むことを目的として行われる。</p> |
| | 東京たま広域資源循環組合 | 多摩地域の25市1町(あきる野市、日の出町、奥多摩町及び檜原村を除く。)の自治体(組織団体)によって構成・運営される。一般廃棄物広域処分場の設置及び管理を事業目的として設立された一部事務組合 |
| は行 | 廃棄物 | ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油その他の汚物または不要物で、固形状または液状(気体を除く)のもの。ただし、放射性物質またはこれに汚染されたものは除く。 |
| | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 廃棄物の排出抑制及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。廃棄物処理法又は廃掃法と省略されることがある。 |
| | 搬入物検査 | クリーンセンター多摩川に搬入されたごみが正しく分別されているかを確認するために、収集車のごみを取り出して異物の混入状況を検査すること。 |
| | 不法投棄 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に違反して、廃棄物を適正に処理せず、みだりに道路や空き地(自らの土地を含む)等に捨てる行為。空き缶、ガムの包み紙、たばこの吸殻などを捨てることも不法投棄に該当する。 |
| ま行 | マイバック運動 | 買い物袋を持参して、小売店からはレジ袋を受け取らないこと。ごみの発生抑制を目的とした行動 |

| | | |
|----|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| や行 | 容器包装リサイクル協会（容リ協） | <p>容器包装リサイクル法（容リ法）に基づき、一般の家庭でごみとなって排出される商品の容器や包装（びん、PET ボトル、紙箱、レジ袋など）を再商品化（リサイクル）する目的で作られた公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のこと。</p> <p>なお、容リ法の特徴は、消費者が分別排出、市町村が分別収集、事業者が再商品化（リサイクル）する役割分担を定めていることである。</p> |
| | 4 R | <p>ごみ減量に効果的な行動の優先順位を付けて示したもの</p> <p>① Refuse（リフューズ）発生回避 ごみになるものを買わない、断ること。</p> <p>② Reduce（リデュース）排出抑制 ごみの量を減らすこと。</p> <p>③ Reuse（リユース）再使用 使ったものを廃棄せずにそのまま使うこと。</p> <p>④ Recycle（リサイクル）再生利用 使ったものを資源として再利用すること。</p> |

委員名簿及び審議会開催状況

第11期ごみ半減推進審議会委員名簿

任期・平成31年2月から令和3年1月まで

| 役職 | 選出区分 | 氏名 | 備考 | |
|-------|---------|--------|---------------------|------|
| 会 長 | 学識経験者 | 村上 義則 | 元東京都市町村職員研修所講師 | |
| 副 会 長 | 事 業 者 | 小川 浩志 | 狛江市商工会参事(平成31年3月まで) | |
| | | 榎本 正樹 | 狛江市商工会参事(平成31年4月から) | |
| 委 員 | 事 業 者 | 加藤 慎次郎 | 株式会社加藤商事代表取締役 | |
| | | 井上 俊宏 | 小田急商事株式会社 | |
| | 公 募 市 民 | 加古 厚志 | 公募委員 | |
| | | 勝又 壽美江 | 公募委員 | |
| | | 杉田 三枝子 | 公募委員 | |
| | | 大門 ミサ子 | 公募委員 | |
| | | 濱 恵子 | 公募委員 | |
| | | | 森山 和子 | 公募委員 |
| | 行政 | 清水 明 | 狛江市環境部長 | |

策定経過

ごみ半減推進審議会の開催経過

| 開催回 | 開催日 | 審議概要 | 備考 |
|-----|------------|--------------------|------|
| 第1回 | 平成31年2月19日 | 狛江市のごみ行政の現状について | |
| 第2回 | 令和元年5月21日 | 一般廃棄物処理基本計画の検討について | |
| | | 組成分析結果について | |
| 第3回 | 令和元年6月25日 | 一般廃棄物処理基本計画の検討について | |
| | | 一般廃棄物処理実施計画の検証について | |
| 第4回 | 令和元年8月20日 | 一般廃棄物処理基本計画の検討について | |
| 第5回 | 令和元年10月29日 | 一般廃棄物処理基本計画の検討について | |
| | | 一般廃棄物処理実施計画の検討について | |
| 第6回 | 令和元年12月17日 | 一般廃棄物処理基本計画の検討について | |
| 第7回 | 令和2年2月18日 | 一般廃棄物処理基本計画の検討について | |
| 第8回 | 令和2年4月21日 | 一般廃棄物処理基本計画の検討について | 書面開催 |
| 第9回 | 令和2年5月19日 | 一般廃棄物処理基本計画(案)について | 書面開催 |

登 録 番 号

(刊行物番号)

R 2 - 47

狛江市一般廃棄物処理基本計画

発行 令和3年2月

東京都狛江市

編集 環境部 清掃課

〒201-0004

東京都狛江市岩戸北一丁目1番11号

狛江市ビン・缶リサイクルセンター内

TEL 03-3488-5300

FAX 03-5497-7366

庁内印刷

頒布価格 50 円